

只木ゼミ前期第3問

広告代理店 A 社に勤めていた X は、入社後、毎月 100 時間以上の残業を強いられ、これからの自分の未来を案じ、自殺を考えるようになった(責任能力に問題はない)。平成 30 年 3 月 28 日、X は、同月 30 日未明に、なるべく会社に迷惑をかけるとともに、社会的に話題となり、マスメディアの報道等を通して、自分と同じ労働環境にある人々の救済までも考慮の上、木造 3 階建ての A 社事務所(以下、「本件事務所」とする)1 階にて焼身自殺する旨を決めた。同月 30 日午前 2 時頃、他の社員が皆帰宅したのを確認し、X は A 社本社ビル 1 階の床にガソリンを撒き、焼身自殺の準備を一通り終えたところで、「死ぬ前に一服しよう」と思い、たばこ一本を口に咥え、ライターで火をつけようとしたところ、先ほど床に撒いたガソリンが気化していたため、引火し、本件事務所並びに本件事務所と隣接していた木造 3 階建ての B 社事務所が全焼した。なお、X はとっさに本件事務所から脱し生存していた。また、本社事務所の近辺は木造事務所が比較的多く建っており、通常夜になると明かりが消えて人がいなくなる。某日、X は本件事務所に入る際、3 メートルの細い路地を挟んで隣接する B 社を含め周辺建物の明かりが消えていることを認識していた。

一方、B 社に務める C の同僚で、同じく B 社に務める Y は、普段から会議等の際、自分の意見を頭ごなしに否定する C の態度に対して我慢の限界を超え、深夜の事務所にて C を殺害することを計画した。そして、同月 30 日午前 1 時半頃、Y は B 社事務所 3 階に C を呼び出し、暗闇の中 C の背後から近寄り、殺意をもって C の頸部を革製ベルトで締め付けた。すると C は昏睡状態に陥ったので、Y は C が死んだものと思い、死体をどうしようか考えていたところ、B 社事務所火災が発生していることに気づき、「火事で死んだことになるだろう」と考え、C をそのまま放置して、自身は避難した。ところが、Y による絞首行為により昏睡状態に陥った C は、当該絞首行為ではなく、火災に伴う一酸化炭素中毒により死亡していた。X、Y の罪責を検討せよ。

なお、特別法は検討しなくてよい。

参考判例:横浜地裁昭和 58 年 7 月 20 日判決大法廷大正 12 年 4 月 30 日判決